



日常生活自立支援事業

から

成年後見制度

への

移行検討ガイドライン



人・そだて人・ともに人・くらす わが島根づくり

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

令和4年3月



ガイドライン作成の目的

地域共生社会の実現に向け、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合う「総合的な権利擁護体制の構築」は、本県においても喫緊の課題です。その一翼を担う「日常生活自立支援事業」は、平成12年の制度開始以来延べ2,478件（※R3.3.31現在）の利用契約を締結し、判断能力が十分ではない方に寄り添い、支援してきました。

一方、加齢等により判断能力が更に低下した場合は成年後見制度へ移行させる必要がありますが、「利用者がどのような状況になったら移行させるべきか分からない」「移行させたいが行政や関係機関との連携が取りにくい」といった課題が顕在化してきました。

そこで、市町村社協において日常生活自立支援事業から成年後見へ円滑に移行させるための手順や、判断基準の考え方を「移行検討ガイドライン」として取りまとめました。移行に際しては、社協内部は勿論のこと、本人を取り巻く関係者により慎重に検討を重ねることが大変重要です。このガイドラインは、関係者による移行検討の際のツールとしてご活用いただくことを目的としています。



こんな心配事・困り事ありませんか？



施設の
入所契約が必要



多額の
預貯金がある



親族がいない



消費者被害に
あいやすい



借金がある



判断能力に
疑問がある

あなたに代わって生活や財産を守ってくれる

「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」

日自？ 後見？ そろそろ移行が必要？

2

本書の使い方

本書は、日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行の必要性があるかを検討できるように作成されています。「ガイドライン使用時の留意事項」(P4)を参考にしながら、ご使用ください。

相談

日常生活自立支援事業の利用者または関係者が、専門員等に相談をします。



アセスメント

専門員等が相談者の生活上の問題等のアセスメントを行います。

生活上の課題整理

契約行為・財産管理等の課題があった場合、チェックシートにて詳細を確認をします。



成年後見制度移行検討チェックシート(P3)

チェックシートは、ケース検討のツールや、後見制度検討の客観的資料として活用されます。

局内会議・ケース会議等での活用

日常生活自立支援事業から成年後見制度へ移行検討するにあたり、関係機関の情報共有ツールとして「成年後見制度移行検討チェックシート」が活用できます。

検討に際しては、地域の実情によって異なりますが、「中核機関」や「権利擁護センター」、社協内の「日常生活自立支援事業部門」と「後見に関する部門」などが考えられます。行政機関の方にも検討メンバーとして、積極的な関与を求めることが重要です。関係者で検討・協議を行なうことで、本人の必要な支援につながっていきます。



移行の検討開始

移行に関しては、本人申立て、親族申立て、首長申立てがあります

成年後見制度移行検討チェックシート

年 月 日

利用者名

記入者名

※成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

- ◆下表の1. 財産管理、2. 身上保護において、にチェックが1つでもある場合は、
成年後見制度の活用をご検討ください。
- ◆3.判断・本人の能力については、ケース会議等での情報共有にご活用ください。

1. 財産管理

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| (1) 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 年金・手当等の受取り手続きが必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 生命保険などの請求の手続きが必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 日常生活を上回る財産管理が必要(多額の預貯金がある等)。 | <input type="checkbox"/> |
| (5) 税金の申告が必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (6) 賃貸借契約の手続きが必要 (施設への入所契約も含む)。 | <input type="checkbox"/> |
| (7) 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。 | <input type="checkbox"/> |
| (8) 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (9) 自分の意志に関係なく、借金をしたり、他人の保証人になってしまう。 | <input type="checkbox"/> |
| (10) 滞納、借金の整理、ローンの返済が必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (11) 遺産分割、相続の手続きが必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (12) 裁判所の手続き(相続放棄、訴訟、調停、自己破産等)が必要。 | <input type="checkbox"/> |
| (13) 親族や親族以外から財産侵害(搾取)がある。 | <input type="checkbox"/> |

2. 身上保護

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| (1) 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。 | <input type="checkbox"/> |
|-----------------------------------|--------------------------|

3. 判断・本人の能力

- | | | |
|--------------------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> 氏名が答えられない | <input type="checkbox"/> 年齢が正確に答えられない | <input type="checkbox"/> 今日の日付を答えられない |
| <input type="checkbox"/> 今の場所が答えられない | <input type="checkbox"/> 直近の食事内容が答えられない | <input type="checkbox"/> 家族と他人の区別がつかない |
| <input type="checkbox"/> 排泄が自力でできない | <input type="checkbox"/> 入浴が自力でできない | <input type="checkbox"/> 一人で買い物ができない |
| <input type="checkbox"/> ゴミの始末ができない | <input type="checkbox"/> 食事の用意ができない | <input type="checkbox"/> 簡単な足し算・引き算ができない |
| <input type="checkbox"/> 部屋の片づけができない | <input type="checkbox"/> 同じことを何回も言う | <input type="checkbox"/> 支援計画の変更が頻繁である |

その他特記事項



ガイドライン使用時の留意事項

使用に際しての注意点

- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族などの支援者がいない、またいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、導入を検討する必要があります。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

1 判断能力

日常生活自立支援事業の契約については、以下を確認のうえ、締結することになります。

契約能力

年金等がどの通帳に入金されているか答えることができるなど

本人の利用意向

契約の必要性

2 財産管理

日常生活自立支援事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られています。

また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。

3 身上監護

日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は本人契約を支援することは可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合は日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為(与薬、輸血、放射線治療、手術等)に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 原則として、成年後見制度は、一度後見が開始されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

各制度でできないことの例

日常生活自立支援事業

- 特別養護老人ホーム等の入所契約
- 治療や入院に関する契約
- 不動産や預貯金の資産運用

成年後見制度

- 身元引受人や保証人になる
- 医療の同意
- 養子縁組をする
- 婚姻届・離婚届の提出
- 子の認知

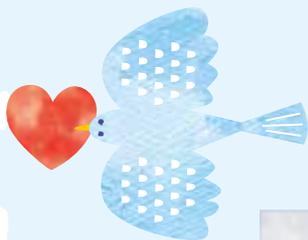


移行に至った事例紹介



「日常生活自立支援事業」から「成年後見制度」へ移行した方の事例を6ケース掲載いたしました。これから移行を検討される方は、「どのケースにあてはまるのか」、「どのケースに近いのか」など、各ケースのキーワードをご覧ください、移行にあたっての参考にしてください。

※各ケースについては、個人が特定されないように実際の事例とは適宜改変しております。



後見への移行

case 1

キーワード

相続 / 身体障害 / 施設入所
/ 頼れる親族がない
/ 消費者被害にあいやすい

- 対象者：年齢 70 代後半
- 対象者の状況：身体障害者手帳保有、認知症
- 住まいの状況：住宅にて一人暮らし
- 経済状況：収入 / 月額 90 千円、
預貯金 / 500 万円（※相続財産を含む）
- 親族状況：頼れる親族はいない

移行への経緯

自宅に不要な高級家電が多くあり、地域包括支援センターからの相談を契機に、日自利用を令和元年4月開始。その後、姉が亡くなり、相続手続きを行う必要が生じた。また、独居生活にも限界があり、施設入所などの検討を行う必要があった。そこで、令和2年5月移行に向けた検討を開始。ケース会議を行い、後見が必要と判断し首長申立てを行った。本人所在地の社会福祉法人が後見人に選任され、令和2年10月後見が開始された。

case 2

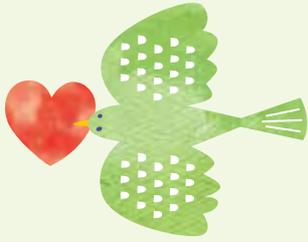
キーワード

多額の預貯金 / 相続
/ 金銭搾取 / 親族間の紛争

- 対象者：年齢 80 代前半
- 対象者の状況：認知症
- 住まいの状況：施設入所中
- 経済状況：収入 / 月額 300 千円、
預貯金 / 3,000 万円
- 親族状況：子どもが2人。キーパーソンは長女で、度々帰省し本人の身の回りの世話などを行っているが、支援に関しての指示や要望が強い。後見申立ても長女が行った。

移行への経緯

長男夫婦から金銭搾取の疑いがあり、弁護士による財産管理委任契約を結んでいたが、本人の希望により令和元年10月日自の契約をする。その後、施設へ入所したことや多額の預貯金があること、きょうだい間の紛争を防止したいという希望から、令和2年8月後見申立てを長女が行い令和2年10月から、社会福祉法人による法人後見を行っている。



保佐への移行

case 3

キーワード

認知症 / 被害妄想

- 対象者：年齢 80 代後半
- 対象者の状況：身体障害者手帳保有、認知症
- 住まいの状況：軽費老人ホームに入所
- 経済状況：収入 / 月額 120 千円、
預貯金 / 300 万円
- 親族状況：他市に亡弟の嫁・甥がおり、時々施設を訪ねてくる関係性だが、被害妄想の対象になる時期もあった。

移行への経緯

平成 29 年より日自を利用。同時期に軽費老人ホームに入所した。徐々に、認知機能の低下が見られるようになり、自室の鍵を紛失したり、自分の部屋の場所がわからなくなったり、日自を利用していることについても忘れてしまう状態となった。認知機能の低下から軽費老人ホームでの対応が困難になり認知症対応のグループホームへの施設変更が必要となった。本人が「何もかもわからなくなってきた。引き続き自分が安心して暮らしていけるように、手伝ってほしい。」と支援者に依頼し、関係者との協議を経て、他市に住む甥が申立人となって令和 3 年 5 月成年後見の申し立てを行った。その後、申立人である甥が保佐人として選任され、令和 3 年 10 月保佐が開始された。



case 4

キーワード

知的障がい / 浪費 / 通信販売 / 携帯決済

- 対象者：年齢 40 代前半
- 対象者の状況：知的障がい、解離性障害
- 住まいの状況：グループホームに入所
- 経済状況：収入 / 月額 70 千円、
預貯金 / 100 万円
- 親族状況：過度に信頼をおく従姉妹がおり、その人の言うことを正しいと思いつむ傾向がある。

移行への経緯

預貯金が多額となり、グループホームでの金銭管理が難しくなったため、令和 2 年 9 月に日自の利用となった。その後、携帯決済や通信販売での買い物など、後先考えずにお金を使ったり、気に入らないことがあると暴言や暴力を振るう傾向があり、本事業では対応が困難となったため、後見の移行を検討。令和 3 年 2 月に首長申立てが行われ、令和 3 年 3 月、社会福祉法人が保佐人に選任され、法人後見が開始となった。



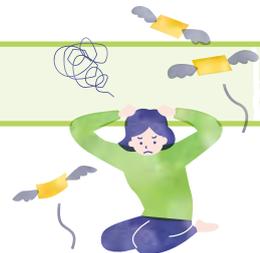
case 5

キーワード 知的障がい / お金の無心 / 通信販売

- 対象者：年齢 40 代後半
- 対象者の状況：知的障がい、難聴
- 住まいの状況：グループホームに入所
- 経済状況：収入 / 月額 70 千円、
預貯金 / 20 万円
- 親族状況：母親、兄弟が実家にいる。

移行への経緯

通販での浪費により収支バランスが崩れ、母親にお金を無心することがあった。本人も収支バランスを整え、自立した生活を送りたいという希望があり令和 2 年 2 月に日自を契約。その後、自由に小遣いを使うことのできない苛立ちから情緒不安定となり、頻回な電話やメール、大声で泣きわめくなどの行為が多くなり、令和 3 年 2 月、母親による後見申立てが行われ、令和 3 年 7 月に司法書士が保佐人に選任された。





補助への移行

case 6

キーワード 住宅の修繕 / 相続

- 対象者：年齢 40 代後半
- 対象者の状況：知的障害（療育手帳 B）
- 住まいの状況：グループホーム
- 経済状況：収入 / 月額 70 千円、預貯金 / 90 万円
- 親族状況：遠方に妹がいる。



移行への経緯

平成27年より日自を利用。平成31年4月に同居していた父が亡くなり、一人では生活が困難になったことをきっかけに、令和2年5月にグループホームに入所した。自宅の名義は父親のままだが、近隣住民よりブロック塀が倒壊しそうなので修繕してほしいと連絡が入った。老朽化したブロック塀の撤去と新設には高額な費用負担が生じることが分かった。本人は亡父母と過ごした自宅が心のよりどころとなっており、「お父さんやお母さんと過ごした思い出がつまっている。家をずっと守っていきたい。」と言われ、グループホーム入所後も自宅を時々見に行くなど、売却等は望んでいない。また、亡父の相続手続きや自宅の修繕にかかる手続きについて本人では対応が難しいことから、遠方にいる妹が申立人となって令和3年7月補助開始の申し立てを行った。社会福祉法人が補助人に選任され、令和3年10月補助が開始された。

移行には、利用者のニーズや

状態の把握が重要です！！



お問い合わせ先

社会福祉法人

島根県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援係

〒690-0011 島根県松江市東津田町1741番地3

TEL(0852) 32-5993 FAX(0852) 32-5982